

部会の役割・スケジュール

1 設置目的

京町家の知恵を継承し、京町家と認められる新築等の住宅（既存住宅の改修を含む）のあり方、誘導策について、専門的な見地から御検討いただくため、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「条例」という。）第26条に基づき、京町家保全・継承審議会の部会として「新築等京町家部会（仮称）」（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会での審議事項

(1) 将来に継承すべき京町家の知恵

「平成の京町家」でこれまで整理した京町家の知恵について、京町家と認められる新築等の住宅に取り入れるべき要素を再整理する。

(2) 京町家と認められる新築等の住宅のあり方

基本となる考え方、京町家として認められる基準案

(3) 誘導策

京町家と認められる新築等の住宅の建築を誘導するための方策、供給数の把握方法

3 スケジュール（予定）

日程	新築等京町家部会	審議事項
1 1月7日 （水） 18時～20時	第1回新築等京町家部会	・進め方について ・新築等京町家に取り入れるべき要素について
1月	第2回新築等京町家部会	・第1回部会を踏まえた基準案 ・誘導策案について
2月下旬～ 3月上旬	第3回新築等京町家部会	・中間とりまとめ